

# 入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月8日

宮城県道路公社理事長 櫻井 雅之

## 1 入札に付す事項

- (1) 委託業務の名称 令和5・6・7・8・9年度 仙台松島道路料金收受業務委託  
(2) 委託業務の場所 一般国道45号 主要地方道仙台松島線  
宮城郡利府町春日から東松島市川下まで  
(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで  
(4) 委託業務の内容等 料金收受業務 24時間  
料金集金業務 1日1回  
公衆便所清掃業務 1日1回 6料金所(7箇所)  
その他道路管理業務への協力  
(5) 支払条件 前払金 無 部分払 有(月払)  
(6) 入札方式 条件付一般競争入札(総合評価落札方式)

## 2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

事業所に関する条件	① 宮城県内に本社(店)又は支社(支店)若しくは営業所(以下「支社等」という。)を有し、入札参加資格審査書類申請日において下記イ、ロ及びハのいずれかの宮城県(以下「県」という。)における入札参加登録を受けていること。 イ)建設工事執行規則(昭和39年宮城県規則第9条。以下同じ)第4条の規定に基づく入札参加登録 ロ)財務規則(昭和39年宮城県規則第7号。以下同じ)第104条及び第105条の規定に基づき定めた「建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程」(昭和61年宮城県告示第1243号)第6条の規定に基づく入札参加登録 ハ)財務規則第95条第1項及び第104条第1項の規定に基づき定めた「物品調達等に係る競争入札参加資格等に関する規程」(令和9年宮城県告示第1275号)第4条の規定に基づく入札参加登録 ② 支社等には、契約の見積、入札、契約締結等の権限を持った者(以下「受任者」という。)が常勤し、上記県入札参加登録において受任者登録がなされていること。 ③ 宮城県内における支社等で、令和4年11月30日の時点で営業年数を1年以上有し、前年度の法人県民税・事業税を申告していること。
業務経験等に関する条件	① 有料道路※における料金所において收受業務の実務経験として、実際に勤務した日数(有給休暇等を除く。)が令和4年11月30日の時点で通算して195日以上あること、かつ、料金所長又は料金副所長など名称の如何を問わず管理者として実際に勤務した日数(有給休暇等を除く。)が通算して195日以上ある者を現場代理人として、原則当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。 ただし、收受業務の実務経験には現場代理人、料金所長、料金副所長など名称の如何を問わず管理者として実務を行った経験は含めないものとする。 ② 有料道路※における料金所において收受業務の実務経験として、実際に勤務した日数(有給休暇等を除く。)が令和4年11月30日の時点で通算して195日以上ある者を料金所長及び料金副所長として、原則当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。 ただし、收受業務の実務経験には現場代理人、料金所長、料金副所長など名称の如何を問わず管理者として実務を行った経験は含めないものとする。 なお、現場代理人は、料金所長を兼ねることができる。 ③ 有料道路※における料金所において收受業務の実務経験として、実際に勤務した日数(有給休暇等を除く。)が令和4年11月30日の時点で通算して195日以上ある者を配置予定收受員(收受長、收受主任、收受員)全体の3分の1以上である26名以上確保し、原則当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。また、これらの者の中から事務責任者(收受長)(6名)を選任し、各料金所(6箇所)に当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。 ただし、料金收受業務の実務経験には現場代理人、料金所長、料金所副所長など名称の如何を問わず管理者として実務を行った経験は含めないものとする。 ④ 現場代理人、料金所長、料金副所長及び收受長は入札参加資格審査書類申請日において入札参加者に所属していること。 ※東日本・中日本・西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社並びに地方道路公社等(以下「道路事業者」という。)の管理する有料道路及び道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく一般自動車道をいう。
その他	① 料金收受業務委託要領(平成11年3月26日宮城県道路公社訓令第2号。以下「要領」という。)第3条第2項各号に該当しないこと。 ② 宮城県道路公社入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

## 3 担当課

区分	担当班	電話番号	住所
入札担当課	宮城県道路公社 総務部営業管理課	022-263-0566	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

#### 4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧・貸出	令和4年12月8日(木)から 令和4年12月21日(水)まで	宮城県道路公社ホームページ ( <a href="https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/">https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/</a> )
質問の受付	令和4年12月8日(木)から 令和4年12月16日(金)まで	提出 電子メール又は郵送に限る。 問合先 3 入札担当課(022-263-0566)
回答書の閲覧	令和4年12月20日(火)から 令和4年12月28日(水)まで	宮城県道路公社ホームページ ( <a href="https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/">https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/</a> )
審査書類受付締切	令和4年12月21日(水)	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 宮城県道路公社総務部営業管理課
審査結果通知	令和4年12月27日(火)投函	
入札日 (総合評価資料、業務理解度受験者届 提出日)	令和5年1月18日(水) 午後1時30分から	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階 宮城県道路公社社会議室
業務理解度試験	令和5年1月20日(金) 集合時間 午前10時	審査結果通知書へ記載
入札結果の公表	落札決定した日の翌日 ※なお、契約締結時期は2月 上旬の予定	宮城県道路公社ホームページ ( <a href="https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/">https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/</a> )

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)及び12月29日から1月3日までを除く午前9時から午後5時までとする。

(注2) 設計図書等とは、要領、当該委託業務に係る入札説明書、仕様書及び契約条項をいう。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札参加資格の確認等

イ この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を4に示す期限内に1部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、書類の提出は持参又は郵送(配達証明付)に限るものとし、郵送による場合は書類の到達についての問い合わせには一切応じない。

- ① 入札参加資格確認申請書(別紙様式第1号)
- ② 営業実績確認調書(別紙様式第2号)
- ③ 入札参加資格確認調書(別紙様式第3-1号～第4-2号)
- ④ 県の入札参加登録受付の写し(支社等の場合は受任者登録がなされている必要があるため、宮城県に提出した委任状の写しも添付すること。)
- ⑤ 入札保証金免除申請書(入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合・別紙様式第5号)
- ⑥ 入札参加資格確認申請書に記載の住所、会社名、対応する郵便番号を記載し、84円分の切手を貼った封筒(審査結果通知用)

ロ 書類について、公社から問い合わせの際の問い合わせ先となる担当者の名刺

イに示す書類を提出後、さらに審査に必要な書類の提出を求めることがある。

ハ 入札参加資格の審査結果については、4に示す期日までに通知する。なお、入札参加資格を有すると認められなかった者は、前項の通知を受けた日から起算して3日以内(休日等を除く。)にその理由について書面で問い合わせをすることができる。

##### (2) 当該委託業務に係る入札説明書、仕様書及び契約条項(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出す。

イ 閲覧及び貸出の期間及び場所は、4に示すとおりとする。

ロ 設計図書等に対する質問について

① 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書又は公社のホームページ(アドレス<https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>)からダウンロードした質問書様式に記入の上、4に示す期間内に3の受付担当課に提出すること。

② 質問書に対する回答書は、4に示す期間及び場所で閲覧に供する。

##### (3) 入札の日時、場所等

入札の日時及び場所は、4に示すとおりとする。

#### 6 入札方法等

##### (1) この入札は、入札価格、総合評価資料及び業務理解度試験により総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式とする。

配点は入札価格70点、総合評価資料20点、業務理解度試験受験10点とする。

イ 入札価格

① 調査基準価格を設定する。

調査基準価格の額は、設計額(公社が積算した額をいう。)の person 費と事務費の合計額(千円未満切り捨て)とする。

② 失格判断基準の設定

当該業務の品質及び採算性の確保の観点から、公正な入札を妨げるおそれのある入札として落札不相当と判断するための基準(失格判断基準という。)を設定し、次のいずれかに該当する入札を行った場合、失格とする。

(イ) 失格判断基準1 入札価格に占める person 費(事業主が負担すべき社会保険料(健康保険料(介護保険料を含む。)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。))及び労働保険料(石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む。))を含む。)の割合が、88パーセントに満たない場合

(ロ) 失格判断基準2 入札価格が予定価格の85パーセント(千円未満切り捨て)に満たない場合

③ 評価点の算出

有効な入札を行った入札者に対して、次の算出式により評価点を算出する。

評価点 = 70点 × 最低入札価格 / 入札価格 (小数点第3位以下切り捨て)

ロ 総合評価資料

下記9に基づき提出された資料を評価する。

ハ 業務理解度試験

下記10に基づき試験を実施し、3名の平均点(小数点第3位以下切り捨て)を入札者の評価点とする。

※詳細については入札説明書、要領による。

- (2) 宮城県内に支社等を有している場合は、受任者が入札を行うものとする。ただし、受任者は代理人を定め入札見積に関する一切の権限を委任することができる。
- (3) 入札参加にあたっては、入札会場に入札参加資格確認結果通知書を持参し、確認を受けること。
- (4) 郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

要領第4条の4の規定による。

8 業務委託費内訳書の提出について

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内の価格で有効な入札を行った者は、入札書に記載されている入札金額に対応した業務委託費内訳書(仕様書に基づき作成すること。)を入札執行者に提出するものとする。
- (2) 提出された業務委託費内訳書により、6(1)イ②に示す入札価格に占める人件費(別添設計図書等の料金收受業務費における人件費(A)、料金集金業務費の人件費(C)及び公衆便所清掃業務費の人件費(D)を含む。)率を確認する。
- (3) 業務委託費内訳書は、返戻しない。

9 総合評価資料の提出

- (1) 提出時期及び提出場所  
入札当日に用意するものとする。ただし、入札価格が予定価格の範囲内の価格で有効な入札を行った場合に、開札後に総合評価資料を入札執行者に提出するものとする。  
入札当日以外での総合評価資料の提出は受け付けない。
- (2) 提出する総合評価資料の内容及び作成要領  
入札説明書による。
- (3) 提出された総合評価資料は返戻しない。
- (4) 総合評価資料の審査及び評価に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

10 業務理解度試験

- (1) 8に示す有効な入札をし、かつ、有効な総合評価資料の提出があった入札参加者についてのみ、4に定める日時において業務理解度確認のための筆記試験を行うものとする。
- (2) 受験者は、配置予定者として届出のあった現場代理人1名と料金所長又は料金副所長の中から2名を選出した合計3名とし、(1)の条件を満たした場合においてのみ、開札後に受験予定者として業務理解度受験者届を入札執行者に提出するものとする。  
入札当日以外での業務理解度受験者届の提出は受け付けない。
- (3) (2)に定める届出を提出した後は、受験者の変更は原則認めない。ただし、真にやむを得ない理由により受験できない場合は、入札参加資格審査書類において料金所長又は料金副所長として申請のあった配置予定者の中から受験者を変更することができる。
- (4) 受験者が3名に満たない場合は、受験することができない。その場合は未受験となり落札者とししない。
- (5) 業務理解度試験問題及び解答は公表しない。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札価格、総合評価資料及び業務理解度試験によって算出された総合評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定の経緯及び各総合評価値の内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

12 入札の無効

- (1) 公社物品の調達等に係る競争入札参加心得(以下「心得」という。)第6条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 契約締結後において、(1)により入札が無効となることが明らかになった場合は、公社の指示に従わなければならない。

13 契約保証金

要領第4条の5の規定による。

#### 14 その他

- (1) 入札参加者は、公社会計規程(以下「規程」という。)及び心得を遵守しなければならない。
- (2) 4に定める入札結果の公表以前の入札結果についての問い合わせには、一切応じない。
- (3) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しない。
- (4) 落札者は、この業務に係る委託契約を締結した後において、入札が公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。
- (5) 規程、心得及び要領については、公社のホームページ(アドレス<https://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>)において閲覧することができる。
- (6) 落札者は、業務が円滑に執行できるよう自己の費用負担で自ら必要な研修・引継等を行うものとする。